

田原本町立北中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多い。また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるといった認識をもつことが必要である。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめの発見に努めることが重要である。

また、いじめを受けた生徒が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければならない。

本校では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、子どもの命を徹底して守ることを第一に考え、

- ・ いじめを「しない・させない・許さない」子どもを育成すること
- ・ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること
- ・ 決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くことを基本的な考え方とし、学校全体で組織的に対応していく。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人間関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、教育委員会と適切に連携し、その中核となる「学校いじめ対策組織」を設置する。

(1) 役割

- ・いじめ防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ・生徒や保護者、地域に対して、いじめ防止等の取り組みについて情報発信を行う。
- ・いじめの疑いや配慮を要する生徒についての情報の収集と共有を行う。
- ・いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き情報を速やかに共有し、教職員や関係のある生徒への事実関係の聴取、生徒への支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行う。
- ・学校いじめ防止基本方針や対策が実情に即して機能しているかを点検し、それらの見直しを行う。

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、該当学年主任、該当担任、該当部活動顧問、スクールカウンセラーにより構成する。また、個々のいじめ事案の対処等に当たっては、関係の深い教職員を追加したり、必要に応じ関係者を加えたりするなど柔軟な組織とする。

3 いじめの防止

- ・教職員が一致協力した校内指導体制の確立
- ・教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境や SOS を出しやすい雰囲気の構築
- ・スクールカウンセラーなどの活用
- ・多様性を認め合い、互いの違いを認め、尊重し合える集団づくりの推進
- ・生徒の道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- ・授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進

4 早期発見

- ・些細なサインを見逃さないため、生徒の雰囲気を敏感に察知する共感力やカウンセリングマインドの育成
- ・「生徒カルテ」等による教職員間での生徒の様子についての情報共有
- ・いじめアンケートの実施
- ・こころと生活等に関するアンケートの実施
- ・人権を確かめあうアンケートの実施
- ・二者懇談の実施
- ・スクールカウンセラー等の活用による相談体制の充実

5 いじめへの対応・再発防止

- ・いじめと認められた場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた

生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、ケア等の必要な支援を行う。

- ・いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような指導及び支援を展開する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応する。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施する。
- ・生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促す。

7 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 年間計画

4月 学校いじめ防止基本方針の生徒・保護者への周知

生徒理解のための職員会議

5月 いじめアンケート実施

二者懇談

第1回いじめ問題対策委員会

6月 こころと生活等に関するアンケート実施

8月 生徒見守り会議

10月 いじめアンケート実施

11月 第2回いじめ問題対策委員会

12月 人権を確かめあうアンケート実施

1月 第3回いじめ問題対策委員会